

令和4年11月10日
政策経営部
経営改革・官民連携担当課

第一生命保険株式会社との包括連携協定の締結について

1. 主旨

区は、公共サービスの更なる充実を目的に、「世田谷区官民連携指針」（平成29年3月）を策定し、民間企業等との連携を進めている。

その中で、第一生命保険株式会社（以下、第一生命）とは、平成29年度から対話を継続して行い、多様な連携を実施してきた。今後も、区と第一生命との関係を強化して多分野における様々な連携を進め、より良い公共サービスの実現を図るため、包括連携協定を締結する。

2. 包括連携協定の目的

区が抱える様々な課題の解決や公共サービスの向上に向け、第一生命が保有する専門知識・ノウハウや地域資源、顧客とのネットワークという強みを活かし、これまで以上に多岐にわたり連携を強化していくことを目的とする。

【過去の民間企業との包括連携協定締結先】

- ・みずほフィナンシャルグループ3社（平成30年3月締結）
- ・東京海上日動火災保険株式会社（平成31年2月締結）
- ・トヨタモビリティ東京株式会社（令和2年11月締結）

3. 包括連携協定締結に期待する効果

（1）公共サービスの新たな展開

保険事業に関するサービスを通じて培った専門知識・ノウハウや地域資源、顧客とのネットワーク等、第一生命が持つ知見や強み、柔軟な発想を活かした連携を継続的に進めることにより、公共サービスの新たな展開が期待できる。

（2）継続的で強固な関係性の構築

継続的で強固な関係性を構築し、地域に貢献する取組みを実施する。

（3）区には無いネットワークの活用

区には無い幅広いネットワークや区内営業オフィスの活用により、今までにない効果的な区政PRや周知を図ることができ、かつ、情報や知見を得ることができる。

4. 協定相手方の詳細

第一生命保険株式会社

本社所在地：東京都千代田区有楽町1丁目13番1号

設立：明治35年9月15日

※令和4年9月15日、創業120周年を迎えた。

資本金：600億円

代表取締役社長：稲垣 精二

事業所数：支社 9 2、営業オフィス等 1, 2 5 9 (7)

※括弧内は区内営業オフィス数

5. 第一生命の特長

(1) 地域社会貢献活動への取組みの推進

第一生命は、豊かな次世代社会を目指し、全国で約 4 万 5 千人の営業社員が地域に根差した活動に取り組んでおり、地域貢献活動を推進している。

また、世田谷区給田一丁目に所有する第一生命グラウンド(以下、グラウンド)について、「SETAGAYA Qs-GARDEN」という名称でまちづくりを進めており、グラウンド内の様々な施設を活用した多方面での区民サービスの向上が期待できる(令和 5 年 3 月にまちびらき予定)。

(2) 顧客との多様なネットワーク

幅広い営業活動を通し、顧客に対して日常的にアプローチを行っており、これらのネットワークやグループ企業などの区には無い多様なネットワークを活かした連携事業や区政情報の PR 等に機動力を発揮できる。

6. 包括連携協定の対象分野

- (1) 健康・福祉に関すること
- (2) 地域活性化に関すること
- (3) スポーツ推進に関すること
- (4) 人材育成に関すること
- (5) 区政情報の発信に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区民サービスの向上に関すること

7. 協定書(案)

別紙のとおり

8. 主な取組内容

(1) 健康・福祉に関すること

① 「健康せたがやプラス 1」認知度調査の実施 【世田谷保健所】

第一生命が区内の顧客向けに、「健康せたがやプラス 1」に関する認知度調査、および周知活動を実施(平成 30 年度～)。今後も継続的に認知度調査を実施する。

② 「女性の健康づくり」オンラインセミナーの開催 【世田谷保健所】

区内在住、在勤、在学の方を対象とした「女性の健康づくり」をテーマとしたオンラインセミナーを開催(令和 4 年 1 2 月予定)。今後も時代に即したテーマに関する普及・啓発について連携を継続する。

(2) 地域活性化に関すること

① 保育の質の向上 【保育部】

園児の健やかな育ちに資することを目的に、グラウンドの一部を区内保育施設の遊戯用グラウンドとして使用することに関する協定を締結している（平成30年度～）。

② グラウンド周辺の地域振興・区民サービスの向上 【烏山総合支所、各部】

グラウンド整備中の仮囲いを活用し、烏山小学校児童が描いた絵を飾る「まちの展覧会」を実施するなど、整備中の段階から様々な取り組みを行ってきた。

まちびらき後は、複数の開発企業で構成されるエリアマネジメント団体（※）とも協力し、地域コミュニティの活性化や多世代交流が進むよう、グラウンド一帯を活用した連携を検討、実施していく。

例：地域の方や地域団体の活動でのグラウンド利用、エリアマネジメント団体主催の各種イベント等における連携 等

※第一生命ほか関係企業で構成するエリアマネジメント法人が設立される予定。
グラウンドを活用したイベントの計画・実施や地域との連携窓口の機能等を担う。

【SETAGAYA Qs-GARDENイメージ図】



【J&Sフィールド】



(3) スポーツ推進に関すること

グラウンド等の資源を活用したスポーツ振興 【スポーツ推進部】

グラウンド内の野球場「J&Sフィールド」を区民向けスポーツ施設として利用枠の一部を開放（令和4年1月～）。また、グラウンド内のテニスコートについても、利用枠の一部を区民向けに開放した（令和4年11月～）。

今後も継続的に第一生命の資源やネットワーク等を活用した連携を検討する。

(4) 人材育成に関すること

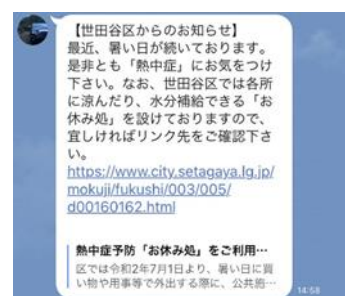
人材育成の実施 【総務部・政策経営部】

第一生命との連携による各種事業や人材の交流を通じた人材育成を検討する。区職員が民間企業の経営感覚やコスト意識を体感し、自治体では得られない知識やスキルを習得することで、新たな時代の区政課題に対応できる幅広い視野や柔軟な発想、マネジメント力を持った人材の育成を目指す。

(5) 区政情報の発信に関すること

顧客向け区政情報の発信 【各部】

第一生命による顧客に対する日常的な営業活動と併せてLINEを活用した区政情報の周知を実施。熱中症注意喚起や特殊詐欺注意喚起など、幅広い分野の情報を発信している。今後も周知を強化したい区政情報を共有し、連携を継続する。



(6) 前各号に掲げるもののほか、区民サービスの向上に関すること

① 高齢者見守りの実施 【高齢福祉部】

区と高齢者見守り協定を締結（平成29年度～）。支援が必要な高齢者等を早期に発見し、適切な対応を図り孤立を防ぐため、営業活動等を通じ「気になる状況（異変）」を発見した際の区との連絡体制を継続中。

② 金融保険・消費者教育の実施 【教育政策部】

尾山台中学校2年生を対象に、人生の様々なリスクと必要な備えについてボードゲームをしながら学べる「ライフサイクルゲーム」を実施（令和3年9月）。今後、全学校へ情報提供し、世田谷区のキャリア・未来デザイン教育の一環としての活用を図る。



③ ふるさと納税対策に関する交流会の実施 【政策経営部】

区が実施するふるさと納税に関する施策に関して、区内に在住する第一生命社員との意見交換会を実施（令和4年9月）。ふるさと納税による財源流出の現状を知ってもらうとともに、区民側の視点で区の施策について忌憚のない意見をもらうことで、今後の取組みに活かす。

9. 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月5日	協定式 協定の締結
12月7日	第一生命グループ女子陸上競技部による上祖師谷中学校・烏山小学校合同ランニング教室の開催
12月14日	「女性の健康づくり」オンラインセミナーの開催
令和5年3月	「SETAGAYA Qs-GARDEN」まちびらき

世田谷区と第一生命保険株式会社との包括連携協定

世田谷区（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、地域社会の発展と区民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展及び区民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で、次の事項について連携し協力する。

- （1）健康・福祉に関すること
- （2）地域活性化に関すること
- （3）スポーツ推進に関すること
- （4）人材育成に関すること
- （5）区政情報の発信に関すること
- （6）前各号に掲げるもののほか、区民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法については、甲乙協議の上、保険業法に基づき乙の業務として行い得る範囲で、取組ごとに別途取り決める。

3 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、区、事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を実施させることができる。

5 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結した日から令和5年3月31日までとする。

2 前項の規定に関わらず、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するも

のとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報等について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、法令及び甲が定める条例に基づき開示が必要となる場合、裁判所、監督官庁その他の公的機関若しくは自主規制機関に対し開示が必要となる場合等を除き、事前に相手方の承諾を得ない限り、第三者（第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年12月5日

甲 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区
世田谷区長 保坂 展人

乙 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
第一生命保険株式会社
首都圏営業本部長 常務執行役員 渡辺 克久